

(厚生労働省委託事業)

# 令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修 【都道府県担当職員・アドバイザー向け研修】 開催要項

一般財団法人長寿社会開発センター

## 1. 目的

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、国として標準的な研修プログラムを設定した上で、都道府県担当職員および都道府県が整備する相談窓口の専門アドバイザー（以下、「都道府県アドバイザー」）に対する研修を実施することにより、成年後見制度利用促進施策に関わる職員の全国の水準を確保し、成年後見制度の利用など権利擁護支援が必要な人への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

## 2. 受講対象・内容

研修の受講対象及び主な内容は下記のとおりです（研修プログラムについては、p.7～9の別表参照）。

受講対象	・都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会担当者（相談窓口委託予定（見込み）先の職員を含む） ・都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）〔候補者を含む〕 ・希望する市区町村職員、中核機関職員等
主な内容	都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）それぞれの役割を理解する。 ※演習部分は、対象（都道府県担当職員、体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）ごとに内容が異なる演習と、全受講者を対象とする総合演習がある。  <対象別の演習> ◆都道府県担当職員対象： ・都道府県研修の企画立案・運営に関する手法 ・最新の動向と市町村支援のポイント ・担い手の育成方針策定  ◆体制整備担当対象： ・地域連携ネットワーク構築の考え方や手法 ・都道府県協議会の運営  ◆権利擁護支援担当対象： ・権利擁護支援に関する相談事例（権利侵害への回復支援）へのアドバイス ・ケース会議の目的やアドバイスを行う際の準備・ポイント  ◆意思決定支援研修担当対象： ・後見人等への意思決定支援研修のプログラムや研修のポイント ・中核機関からの相談事例の検討と意思決定支援の重要性、チームビルドの考え方の理解  <総合演習> ・都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）の役割 ・権利侵害から回復後の意思決定支援中心の関わりや地域課題解決について

注. 受講にあたり、基礎研修の「成年後見制度利用促進法と基本計画」の内容を確認することを基本とします。  
（基礎研修の受講は必須ではなく、別途、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修受講者向けに上記科目の録画配信を行う予定）

### 3. 日 程・定 員

研修は、すべてオンライン配信形式にて、講義部分はオンデマンド形式での録画配信（以下、「オンデマンド配信」）、演習部分はライブ配信形式（以下、「ライブ配信」）で実施し、オンデマンド配信とライブ配信を合わせて受講する構成となっています。

各研修の日程及び定員は下記のとおりです。なお、表中の英数字は申込コードです。お申込時に、各研修のコードをご確認の上、お申してください（例．都道府県担当職員対象→申込コード：**〈T-1〉**）。

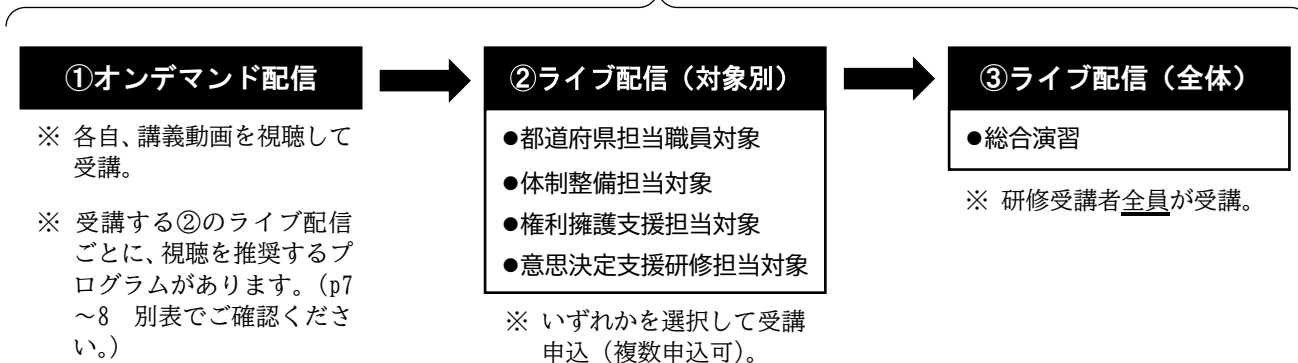
研修名	開催回・日程	定員
都道府県担当職員・アドバイザー向け研修  ※受講するライブ配信を選択して申込（複数選択可）  ※上記選択に関わらず、総合演習ライブ配信は、全受講者が受講	①【オンデマンド配信受講期間】10月10日～2月末 ※ライブ配信受講者は、ライブ配信日までに視聴、学習ください。 ※下記受講するライブ配信により、視聴が推奨されるプログラムが異なります。詳しくはp.7～8をご確認ください。	460名
	②対象別演習【ライブ配信日】	
	<b>〈T-1〉</b> 都道府県担当職員対象 11月9日(木) 9:40～17:25	80名
	<b>〈T-2〉</b> 体制整備担当対象 11月29日(水) 9:50～17:30	80名
	<b>〈T-3〉</b> 権利擁護支援担当対象 11月13日(月) 9:50～15:40	150名
	<b>〈T-4〉</b> 意思決定支援研修担当対象 11月20日(月) 9:50～15:35	150名
	③総合演習【ライブ配信日】 12月15日(金) 9:20～17:25	460名

注。「都道府県担当職員・アドバイザー向け研修」の演習部分（ライブ配信）については、対象（都道府県担当職員、体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）ごとに内容が異なる演習と、全受講者を対象とする総合演習があります。

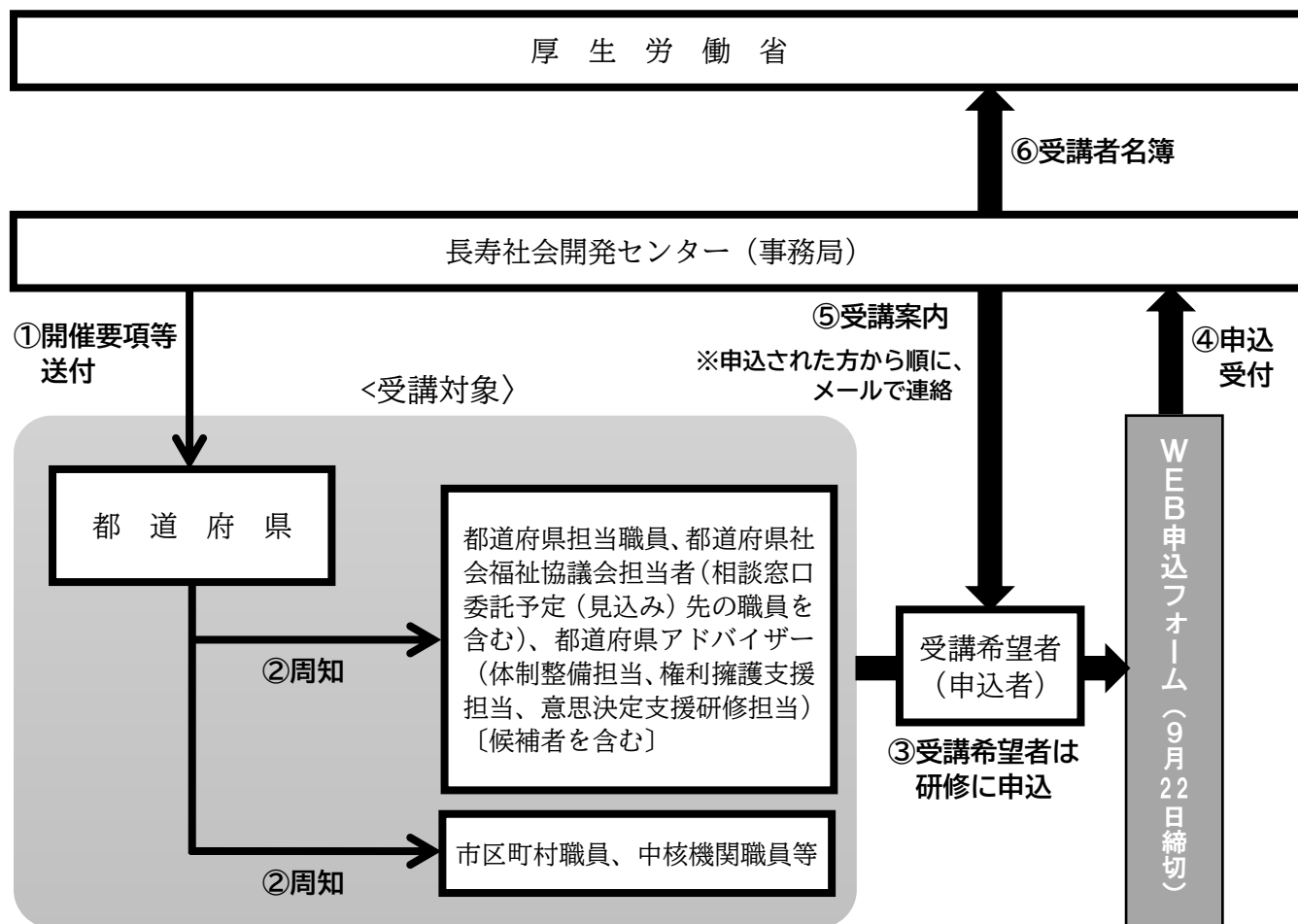
本研修を受講する場合、オンデマンド配信及び、対象別演習ライブ配信、総合演習ライブ配信を合わせて受講することが基本となります。

<受講イメージ>

受講者は①～③を全て受講（※②は対象別に実施）



#### 4. 申込の流れ



##### (1) 受講希望者の募集について

###### 都道府県

- ◆都道府県担当職員の受講についてご検討いただくとともに、都道府県社会福祉協議会担当者（研修委託予定（見込み）先の職員を含む）、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）〔候補者を含む〕、管内の市区町村、中核機関等の受講対象者に、開催要項等をメールで送付いただき、周知にご協力をお願いします。

###### <権利擁護支援担当及び意思決定支援研修担当への周知について>

都道府県は、三士会（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）と相談のうえで、各団体ごとに1名ずつ申込みを行っていただくよう調整をお願いします。三士会には、厚生労働省より添付の事務連絡が発出されています。

各都道府県単位でアドバイザーを養成することを目的としていますので、相談窓口の整備が確定していない地域についても、専門職団体と相談してください。

※各研修の受講対象者についての詳細は、開催要項、厚生労働省事務連絡をご確認ください。

## (2) 受講申込について

### 受講希望者

- ◆研修の案内に関するメールに記載されている URL (<https://koken2023.choju-kenshu.or.jp/>) をクリックし、研修申込サイトにアクセスして下さい。申込方法について、詳しくは別添「成年後見制度利用促進体制整備研修 研修申込のご案内」を参照ください。

〈申込サイトのトップページ画面〉

令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修  
研修申込サイト

受講申込 申込方法 受講確認 ログイン

研修のご案内(開催要項) ユーザー登録のお願い 基礎研修資料 応用研修資料 都道府県担当職員・アドバイザー向け研修資料  
後見人等への意思決定支援研修資料 お問い合わせ

研修受講希望者の皆様へお祝い  
はじめにユーザー登録をお願いします

新規登録

### ※ 受講申込をクリック

令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修  
成年後見研修申込サイト

受講申込 申込方法 受講確認 ログアウト

研修のご案内(開催要項) ユーザー登録のお願い 基礎研修資料 応用研修資料 都道府県担当職員・アドバイザー向け研修資料  
後見人等への意思決定支援研修資料 お問い合わせ

## 受講申込

基礎研修と応用研修の申込  
都道府県担当職員・アドバイザー向け研修の申込

### ※ 都道府県担当職員・アドバイザー向け研修の申込をクリック

- ◆受講のお申込は、WEBにて受付します。本研修のWEB申込フォームに必要事項を入力いただくことで、お申込手続きが完了します。

※本研修は、対象（T-1、T-2、T-3、T-4）の各定員まで先着順でお申込を承ります。定員は、p.2の「3. 日程・定員」でご確認ください。

そのため、各定員に達した場合は、締切日前にお申込の受付を締切の場合がありますので、ご注意ください。

※お申込いただいた方から順に、メールで受講のご案内（オンデマンド動画視聴方法のご連絡等）をいたします。

- ◆申込開始から締切まで：令和5年9月4日（月）から令和5年9月22日（金）18：00まで

### 【受講申込時の注意点】

- ・お申込手続きは、受講希望者ごとに行ってください。
- ・お申込の際は、外部メール（事務局の長寿社会開発センターから送信するメール）および添付ファイル付きメールの受信が可能なメールアドレスを登録してください。

※外部メールや添付ファイル付きメールを受信できないケースが散見されます。特に、末尾が lg.jp のメールアドレスについて、地方公共団体間の連絡に用いられているものは使用できません（メールは、長寿社会開発センターから直接、登録されたメールアドレスに送信します）。

※Gmail 等で登録いただいた場合、設定により迷惑メールフォルダに振り分けられる可能性があります。未着の場合、迷惑メールフォルダの確認、設定の変更等をお願いします。

- ・メールアドレスは、研修の実施に必要な範囲内で、諸連絡（受講決定通知や受講方法の案内等）や資料等の送付に活用させていただきます。予めご了承ください。
- ・研修資料は、郵送またはメール等にて送付します。お申込の際は、資料を受け取ることのできる住所、メールアドレスを入力してください。
- ・入力内容に誤りがないよう十分お気をつけください。お申込手続き完了後、自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。返信がない場合は、お申込が受け付けられていませんので、事務局までご連絡ください。

### （3）受講決定について

#### 申込者

◆本研修は、対象（T-1、T-2、T-3、T-4）の各定員まで先着順でお申込を承ります。定員は、p.2の「3. 日程・定員」でご確認ください。

そのため、各定員に達した場合は、締切日前にお申込の受付を締切の場合がありますので、ご注意ください。

※お申込いただいた方から順に、メールで受講のご案内（オンデマンド動画視聴方法のご連絡等）をいたします。

※申込時に同意をいただいた方については、「受講者名簿」に、お申込時の情報（お名前、ご所属先ほか）を掲載させていただき、都道府県への情報提供に限り利用させていただきます。

#### 都道府県

◆別途、長寿社会開発センターから送付する「受講者名簿」（10月下旬予定）により、受講者の確認をお願いします。

※別途オンデマンド配信及びライブ配信の傍聴（限定公開によるインターネットライブ中継、グループワーク等の演習への参加は不可）と録画配信（限定公開）を予定しています。

## 5. 研修の受講

### （1）研修の受講方法

受講決定者は、ライブ配信日までにオンデマンド配信を受講の上、ライブ配信を受講してください。受講方法の詳細は、受講決定後にご案内しますが、お申込にあたり下記ご確認をお願いします。

#### ①オンデマンド配信について：

- ・事前に録画した講義動画の視聴にて行います。オンデマンド配信の専用サイト（後日URLを案内）にアクセスし、指定された一定期間内にご自身で視聴し、学習していただけます。
- ・受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等の機器およびインターネット環境が必要です（インターネットによる動画視聴が難しい場合には事務局までお知らせください）。

## ②ライブ配信について：

- ・演習部分は、ライブ配信（Zoom）による講師や受講者同士のやりとりも含めた双方向型プログラムにて研修を行います。
- ・ライブ配信の参加にあたっては、パソコンやWEBカメラ等の機器が必要になりますので予めご確認ください。なお、ライブ配信ではWEBカメラをオンにして参加いただくようお願いいたします。
- ・ライブ配信に関し、当日受講いただけない方向けのインターネットライブ中継と録画配信を行う予定です（いずれも限定公開）。収録映像に、参加者の姿が映り込む場合がありますので、予めご了承ください。

### 【ライブ配信を受講する際の注意点】

- ・パソコンでZoomミーティングに参加する場合、マイク・カメラ・スピーカーが必要になりますのでご確認ください。別途ご用意いただく必要があります。
- ・ミーティング参加時は、周囲に人がおらず、音漏れや騒音が気にならない場合を除き、ヘッドホン、マイクの使用を推奨します。
- ・同じ場所で複数の参加者が居る場合は、ハウリングを起こす可能性がありますので、特に注意が必要です。
- ・周囲の音声をマイクが拾いますので、静かな場所の確保を事前に行っておいてください。
- ・ミーティング参加時は、高速で安定したインターネット接続環境が推奨されます。通信量オーバーによる速度制限、通信の切断等にご注意ください。
- ・動画の視聴、ライブ配信の参加等には別途通信料がかかり、受講者負担となりますので、ご注意ください。

※研修のオンデマンド配信及びライブ配信（録画）については、研修実施後も視聴できるように、限定公開にてWEB上でアーカイブする予定です（2月末までを予定、以降については別途案内）。

## (2) 研修資料の送付

資料は研修の受講に合わせ、受講決定者に直接、お申込時に登録した住所への郵送またはメールアドレスへの送信等にて手配します。

## 6. 受講料

無 料

※オンライン研修受講環境の確保、動画視聴やライブ配信受講時にかかる通信料、受講場所までの交通費、昼食代等については、受講者のご負担となります。

別表 都道府県担当・アドバイザー向け研修カリキュラム

①【講義型の科目：オンデマンド動画配信形式】

※受講するライブ配信（**T-1**：都道府県担当職員対象、**T-2**：体制整備担当対象、**T-3**：権利擁護支援担当対象、**T-4**：意思決定支援研修担当対象ごとに、視聴を推奨するプログラム（●印）がありますので、下表にてご確認ください。

科目	内容	時間	T-1	T-2	T-3	T-4
アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	都道府県担当職員や都道府県の専門アドバイザーの役割、立ち位置を理解する。	1時間 (60分)	●	●	●	●
高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的理解	高齢者・障害者虐待防止法に基づく具体的な対応と留意点、消費者被害の防止・対応に関する留意点を理解する。	3時間 (180分)			●	
権利擁護支援に関わる福祉と司法の連携について	権利擁護支援にあたっての、福祉と司法との連携の意義、効果、留意点などについて学習する。	0.75時間 (45分)		●		
生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援制度や、権利擁護支援を必要とする人と生活困窮者への支援の具体的な関わり、重なりについて理解する。	0.75時間 (45分)			●	
セルフネグレクトについて	セルフネグレクトの具体的事例イメージをもち、支援者が感じる支援の難しさを理解する。	1時間 (60分)			●	
権利擁護を必要とする人への理解	差別や孤立、虐待により声をあげられなくなるパワーレス状態や、支援の中で本人がエンパワメントされていく過程を理解し、拒否している人、声を挙げない人へのアプローチの重要性を理解する。	0.75時間 (45分)	●	●	●	●
障害者分野における権利擁護施策の展開	障害者分野における権利擁護施策について、国連の障害者権利条約を中心とした展開を学ぶ。	1時間 (60分)		●	●	●
権利擁護支援～必要とする人の声～	実際に成年後見制度や日常生活自立支援事業等を利用する人の声を聴き、支援者に求められる姿勢を理解する。	1時間 (60分)	●	●	●	●
司法面接の技法	事実調査において生じやすい問題や司法面接の概要を理解し、オープン質問を使用することができるようになる。	1時間 (60分)			●	
地域福祉とファンドレイジング	ファンドレイジングを行うことによって、公的財源では性質上対応困難な課題にも対応できること等を理解する。	0.6時間 (35分)		●		
医療との連携ネットワーク	医療制度体系の基本と権利擁護支援の一連のプロセスでポイントとなる点や、医療機関との連携で論点となりうる点を理解する。	1.5時間 (90分)		●		
地域共生社会の実現に向けた体制整備	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を一体的に推進する意義とプロセスを学ぶ。	1時間 (60分)		●		
権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	市民後見・法人後見及び日常生活自立支援事業の担い手の育成の現状、柔軟な交代の必要性や課題を理解する。	1.5時間 (90分)	●	●	●	
家庭裁判所と都道府県の連携	家庭裁判所と都道府県の連携の必要性について理解する。	0.5時間 (30分)	●	●	●	

意思決定を踏まえた後見事務のガイドラインについて	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	0.75時間 (45分)			●	●
障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドラインについて	障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	0.75時間 (45分)			●	●
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	0.75時間 (45分)			●	●
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインについて	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	0.75時間 (45分)			●	●
身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて	身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	0.75時間 (45分)			●	●

※合計時間(参考)：**T-1**：都道府県担当職員対象 [4時間45分]  
**T-2**：体制整備担当対象 [8時間35分]  
**T-3**：権利擁護支援担当対象 [14時間15分]  
**T-4**：意思決定支援研修担当対象 [7時間30分]

注. 内容と時間数は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

## ②【演習部分：ライブ配信形式】

※対象（都道府県担当職員、体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）ごとに実施します。また、希望する市区町村職員・中核機関職員等の受講についても可能な限り認めることとします。

### ②-1) 都道府県担当職員対象ライブ配信 〈T-1〉

科目	内容	時間
都道府県による市町村支援	都道府県による市町村支援の必要性や具体的な取組方策の検討を促す。	1.5時間 (90分)
ニーズ調査等の手法	権利擁護支援に関するニーズなどの把握方法や分析、関係者を巻き込みながら調査を実施する意義について理解する。	0.75時間 (45分)
都道府県・都道府県社協が実施する研修企画	都道府県が市町村に対して行う研修の目的を再考し、具体的な方法を検討する。	1時間 (60分)
担い手の育成方針策定演習	第二期計画における担い手の育成方針策定について情報交換を行い、今後の取組について情報交換や検討を行う演習を実施する。	演習中心 2.5時間 (150分)

(実施予定日時) 11月9日(木) 9:40~17:25



②-2) 体制整備担当対象ライブ配信 〈T-2〉

科目	内容	時間
ネットワークと組織連携	ネットワークとは何か？何のためにネットワークが必要なのかを演習をとおして理解する。	0.75時間 (45分)
地域連携ネットワーク構築のための工夫	地域連携ネットワーク構築の考え方や手法を学ぶ。	1時間 (60分)
地域課題解消のための地域連携	市町村職員が把握した地域課題を多機関と共有し、協力体制を築いて解決していくプロセスと方法を学ぶ。	1.5時間 (90分)
都道府県協議会の運営演習	第二期計画における都道府県協議会についての情報交換を行い、今後の取組について情報交換や検討を行う演習を実施する。	演習中心 2.5時間 (150分)

(実施予定日時) 11月29日(水) 9:50~17:30

②-3) 権利擁護支援担当対象ライブ配信 〈T-3〉

科目	内容	時間
権利侵害の回復支援に関わる相談事例への対応	権利侵害事案での成年後見制度利用相談におけるアセスメントや専門的助言について理解する。	3時間 (180分)
ケース会議を通じた多職種連携の実践	アドバイザーが出席するケース会議の目的や、アドバイスを行う際の準備・ポイントを理解する。	1時間 (60分)

(実施予定日時) 11月13日(月) 9:50~15:40

②-4) 意思決定支援研修担当対象ライブ配信 〈T-4〉

科目	内容	時間
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修のポイント	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて理解し、説明できるようになる。	2時間 (120分)
意思決定支援に関わる相談事例への対応	中核機関から寄せられやすいと想定される相談事例の検討を通じて、身近な暮らしにおける意思決定支援の重要性やチームビルドの考え方について理解する。	2時間 (120分)

(実施予定日時) 11月20日(月) 9:50~15:35

③総合演習ライブ配信

※都道府県担当職員、体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当を対象に実施します。  
また、希望する市区町村職員・中核機関職員等の受講についても可能な限り認めることとします。

科目	内容	時間
権利擁護支援の総合演習①	複雑で対応困難な権利侵害事例の演習をとおして、都道府県担当職員、体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当それぞれの役割を理解する。	3.3時間 (200分)
権利擁護支援の総合演習②	権利侵害からの回復後、意思決定支援を中心に関わる必要性や個別事案から地域課題解決を図る必要性について理解する。	2.7時間 (160分)

(実施予定日時) 12月15日(金) 9:20~17:25

注. 上記②-1~4) 及び③の内容と時刻は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

<個人情報の取扱いについて>

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、長寿社会開発センターが定める「成年後見制度利用促進体制整備研修における個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

<必要な配慮について>

手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事前に事務局までお知らせください。

<研修を中止する場合について>

研修開催時の新型コロナウイルス感染状況等により、開催を中止もしくは変更する場合がありますのでご了承ください。その場合は、受講者に直接メール等でご連絡します。

<本件に関するご連絡・お問い合わせ先>

一般財団法人長寿社会開発センター 地域包括ケア・介護研修部 吉井・溝井・高橋・河原  
〒105-8446 東京都港区西新橋 3-3-1 KDX 西新橋ビル 6F  
TEL：03-5470-6752 FAX：03-5470-6762 E-mail：[koken3@nenrin.or.jp](mailto:koken3@nenrin.or.jp)

---